東京都新宿区西新宿三丁目 20 番 2 号 株式会社エムティーアイ

代表取締役 前多 俊宏

当社は、株式会社ルナルナメディコ(以下「ルナルナメディコ」といいます。)のルナルナメディコ事業に関する権利義務を承継することに致しました(以下「本吸収分割」といいます。)。

会社法第794条第1項の定めに従い、本吸収分割に関して次のとおり、吸収分割契約書の内容その他会社法施行規則第192条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

- 1. 吸収分割契約書の内容 別紙のとおりです。
- 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項 当社は本吸収分割に際し、ルナルナメディコに対して金5,141,000円を交付いたします。本吸収分割は、完 全支配関係にある当事会社間における吸収分割であることから、金銭を対価とすることが相当であると判断し ております。また、本吸収分割において当社がルナルナメディコに交付する金銭の額は、当社及びルナルナメ ディコ間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しております。
- 3. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項該当事項はありません。
- 4. 吸収分割会社 (ルナルナメディコ) に関する事項
- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容 別紙のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。
- 5. 吸収分割承継会社に関する事項

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

6. 本吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項 本吸収分割後の当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、財務及び損益の状況についても、 当社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、今のところ予測されておりません。 したがって、本吸収分割後の債務の履行に特段の支障はないものと判断しております。

以上

#### 吸収分割契約書

株式会社エムティーアイ(以下「甲」という。)と、株式会社ルナルナメディコ(以下「乙」という。)は、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(吸収分割)

甲及び乙は、乙のルナルナメディコ事業(以下「本事業」という。)に関する権利義務を、乙から甲に承継させるため、本契約に定めるところに従い、吸収分割(以下「本吸収分割」という。)を行う。

#### 第2条(吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所)

本吸収分割に係る吸収分割承継会社及び吸収分割会社の商号並びに住所は、次のとおりである。

(1)甲(吸収分割承継会社)

商号:株式会社エムティーアイ

住所:東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

(2) 乙(吸収分割会社)

商号:株式会社ルナルナメディコ

住所:東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

#### 第3条 (承継する権利義務)

- 1. 甲は、本吸収分割に際して、別紙「承継権利義務明細表」に記載の本事業に関する資産、債務、契約上の地位、その他の権利義務を乙から承継する。
- 2. 甲が乙から承継する債務については、乙が重畳的債務引受を行うものとし、本契約第5条に定める 効力発生日後、甲が乙から承継した債務について、甲及び乙は連帯して責任を負うものとする。

#### 第4条(本吸収分割に際して交付する金銭)

甲は本吸収分割に際し、乙に対して金5,141,000円を交付する。

# 第5条(効力発生日)

本吸収分割の効力発生日(以下「効力発生日」という。)は令和7年1月1日とする。ただし、本吸収分割の手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

# 第6条(分割承認株主総会等)

- 1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
- 2. 乙は、効力発生日前日までに、本契約の承認及び本吸収分割に必要な事項に関する株主総会決議を 行う。

#### 第7条(会社財産の管理)

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務 執行及び財産の管理を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ 甲乙協議し合意の上、これを実行する。

# 第8条 (競業避止義務)

乙は、効力発生日以後においても、本事業に関し競業避止義務を負わない。

#### 第9条(分割条件の変更等)

本契約の締結の日から効力発生日前日までの間に、天災地変その他の事由により、甲及び乙の財産又は 経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約の解除をするこ とができる。

#### 第10条(本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書の電磁的記録を作成し、甲乙が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和6年11月7日

甲:東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社エムティーアイ 代表取締役 前多 俊宏

乙:東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

株式会社ルナルナメディコ 代表取締役 毛利 理紗

# 「承継権利義務明細表」

甲は、本吸収分割により、効力発生日(本契約第5条に定める日)現在の本事業に関する以下の資産、 債務、契約上の地位、その他の権利義務を乙から承継するものとする。

# ■ソフトウェア

本事業に用いられるソフトウェア資産

# ■現預金、機材等

効力発生日時点で本事業に属する現預金(金 5,141,000 円) 本事業に用いるタブレット端末

# ■知的財産権

(1)特許(特許を受ける権利を含む。)

なし

# (2)商標

番号	名称	登録番号	資産番号
1	ルナルナメディコ	第 6333433 号	T2012002

# (3)その他

本事業に用いられる著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定するものを含む。)その他の知的財産権(登録前の権利を含む。)

# ■ドメイン

ln1nmedico.co.jp

#### ■契約

下表の契約のほか、乙が本契約締結日までに締結している本事業に係る契約及び本契約締結後本効力発生日までに乙が本事業に関して締結した契約を含む。

番号	契約先	名称	契約番号
1	利用者(全件)	ルナルナ メディコサービス利用契約	_

# 第5期 決 算 公 告

2023年12月13日

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号 株式会社ルナルナメディコ 代表取締役 那須 理紗

# 貸借対照表 2023年 9月30日現在

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	51,215,750	流動負債	3,068,313
現金及び預金	46,711,707	買掛金	79,530
売掛金	4,503,950	未払金	2,690,706
前払費用	0	未払費用	8,077
未収金	0	未払法人税等	290,000
未収消費税	0	前受金	0
未収法人税等	93	役員賞与引当金	0
		従業員賞与引当金	0
		負債合計	3,068,313
固定資産	0	(純資産の部)	
無形固定資産	0	株主資本	48,147,437
商標権	0	資本金	10,000,000
ソフトウェア	0	資本剰余金	100,000,000
		利益剰余金	△ 61,852,563
		純資産合計	48,147,437
資産合計	5,125,750	負債及び純資産合計	51,215,750